

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣保護区特別保護地区とは

- [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律](#)(以下「鳥獣保護管理法」)第 29 条の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護繁殖を図る上で特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができる。
- 府内の特別保護地区は、箕面勝尾寺鳥獣保護区内に指定する本地区のみである。
なお、鳥獣保護区は 18 箇所、約 12,914ha を指定している。

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について

- 本地区は、大阪府の西北部にある箕面市のほぼ中央、箕面勝尾寺鳥獣保護区の南部に位置する自然環境豊かな地域で、明治の森箕面国定公園区域内にある。
都市近郊にあって国内希少野生動物・鳥類の良好な生息地、繁殖場所となっていることから、本年 10 月末日の指定期間満了後も、引き続き指定を行い、生息環境の保全に努める。
存続期間：令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで
指定面積：約 70ha

これまでの経過

5 月 2 日～16 日	保護に関する指針(案)の公告及び公衆への縦覧(意見なし)
5 月 15 日～6 月 16 日	箕面市長及び関係機関から「異議なし」の回答
8 月 22 日	第 1 回 大阪府環境審議会野生生物部会開催 諮問・審議
同日	答申
9 月 30 日	大阪府知事から環境大臣あて届出
同日	大阪府公報にて指定の公示(告示)